税務相談室

損　益　通　算

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問１　特定非常災害で住宅及び家財等が大きな被害を受けました。この損失について控除できる制度があると聞きましたが、どのような制度ですか。

回　答　特定非常災害に係る損失について１年間で控除しきれない損失額は、翌年以後５年間繰り越して控除できます。

特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定により特定非常災害として指定されたものです。）に係る損失の繰越控除は、地震や風水害などの災害により個人の住宅や家財、事業所得者等の棚卸資産などが損害を受けた場合に、被災前の生活に戻るまで時間を要する甚大な被災者等へ特に配慮するために規定されました。

１　特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例

特定非常災害により事業所得者等が被害を受けた棚卸資産などの事業用資産の損失について、次の区分に応じた純損失の金額でその年分で控除しきれない金額があるときは、翌年以後５年間繰り越して控除できます。

⑴　保有する事業用資産等のうち、特定非常災害に指定された災害により生じた損失（以下「特定被災事業用資産の損失」といいます。）の割合が10％以上である場合

イ　青色申告者については、その年に発生した純損失の総額

ロ　白色申告者については、被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額の合計額

⑵　特定被災事業用資産の損失の割合が10％未満の場合には、特定被災事業用資産の損失による純損失の金額

２　特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例

特定非常災害により居住者（生計を一にする親族を含みます。）が被害を受けた住宅・家財等の損失について、その年分で控除しきれない雑損失の金額があるときは、翌年以後５年間繰り越して控除できます。

ご質問の場合は、上記２に該当する損失となりますので、その年分で控除しきれない雑損失の金額があるときは、翌年以後５年間繰り越して控除することができます。